

令和6年度 主任介護支援専門員研修 受講要項

研修実施機関：（社福）長野県社会福祉協議会

※本要項の前に「令和6年度 長野県介護支援専門員研修（法定研修）受講の手引き」を先にご確認ください。

1 本研修の目的

地域の介護支援専門員に適切な指導・助言を行い、ケアマネジメントが適正かつ円滑に提供されるために必要な技術や知識を修得し、地域における包括的・継続的なケアシステムを構築する中核的な役割を果たす主任介護支援専門員を養成することを目的とします。

※なお、この主任介護支援専門員研修は更新研修ではありませんので、介護支援専門員証の更新はできません。介護支援専門員証の更新の際は「更新研修」をご受講ください。

2 受講対象者

原則として当該年度現在の登録地が県内にある者で、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」に基づく介護支援専門員専門研修(専門課程Ⅰ及びⅡ)又は介護支援専門員更新研修(実務経験者)を修了し、かつ下記3の受講要件に該当する者とします。

※介護支援専門員再研修及び介護支援専門員更新研修(実務未経験者)の修了は上記に該当しません。

3 定員

140名

4 受講要件

以下の①～⑦のいずれかに該当する方が受講いただけます。

- ① 専任（常勤専従）の介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者（※1）。
居宅介護支援事業所における管理者との兼務がある者は通算期間に算定できる。（在宅介護支援センター管理者との兼務の期間は含みません。）
- ② 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任（常勤専従（考え方は①と同じ））の介護支援専門員として従事した期間が3年以上である者
- ③ 常勤兼務の介護支援専門員として従事した期間が5年以上である者で、都道府県が主催する介護支援専門員に対する研修会の講師等を務めた経験があり、県が適当と認めた者
- ④ 常勤兼務の介護支援専門員として従事した期間が3年以上である者で、ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、都道府県が主催する介護支援専門員に対する研修会の講師等を務めた経験があり、県が適当と認めた者
- ⑤ 地域包括支援センターに主任介護支援専門員として配属予定の者で、介護支援専門員として3年以上の実務経験を有し、地域の介護支援専門員の相談・支援等に関する知識及び能力を有している者として市町村の推薦を受けた者
- ⑥ 施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配属されている者
- ⑦ 専任（常勤専従）の介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者（※1）で、居宅介護支援事業所以外の管理者との兼務がある者。ただし、前年度に長野県社会福祉協議会の指定する研修を受講した者。（令和6年度に受講申込をする者は、当該年度に実施する研修を受講することとする）。
研修の実施については後日ご案内します。

☆⑦の申し込みは①～⑥の方を優先的に受付けた後、先着順となります。

(※1)

「従事期間の基準日」は主任介護支援専門員研修初日の前日までとする。

「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする）に達していることをいいます。

「専従」とは、サービス提供時間帯（当該従事者の当該事業所における勤務時間）を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

「専任（常勤専従）の介護支援専門員として従事した期間」として算定する業務の範囲とは、事業所または、施設において、介護支援専門員としてサービス計画の作成に関する業務に従事していたこと。単に要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業所との連絡調整を補助的に行ったのみでサービス計画の作成を行っていなかった場合は従事した期間とは認められません。

5 申込方法

(1) インターネットの専用フォーム（主任介護支援専門員研修用）から必要事項を入力して申込んでください。

URL： <http://www.nsyakyo.or.jp/shunin.php>

(2) 受講申込書等と研修用書類を期日までに郵送してください。

受講申込書

①令和6年度主任介護支援専門員研修受講申込書（様式1）

②実務経験証明書等（様式2～5）

※ご自身の該当する「2 受講対象者」に示した受講要件に応じて書類をご提出ください。詳しくは様式1をご確認ください。

③長野県社会福祉協議会の指定する研修を受講したことを証明する書類

※「4 受講要件」の⑦に該当する者のみ。

令和6年度に受講申込する者は提出期限によらず、研修の受講終了次第提出とする。

④提出物チェックリスト(様式6)

「確認事項」欄に記載の項目を確認し、チェック欄にチェックを行ったうえで提出してください。

研修用書類

※個人情報が特定できるものは受け付けません。また、受講決定後、集合研修のグループ分けをするための参考に使用します。

①事例概要（様式7）

事例概要については、利用者の生活意向や課題分析の事例研究の根拠となる情報を指定様式に記載してください。

②ICF 分類表（様式8）

ICF 分類表の作成については、ケアプランの作成にあたって着目した生活機能について ICF に整理して、まとめてください。

③事例の社会資源調査表（様式9）

社会資源調査表は、事例の身近にある社会資源を、活用する可能性の有無に関わらず記載（インフォーマルな社会資源を含む）してください。施設の事例であっても施設の周囲の資源を探して記載してください。

④ケアプラン（国の標準様式の要件を満たすもの）

受講者本人が作成した居宅ケアプランか施設ケアプラン、第1表から第3表または予防ケアプラン。（提出されたケアプランに係る書類は、本研修のみに使用し、目的外の利用、又は第三者への提供はいたしません）

⑤レポート（A4サイズ1枚）

介護保険制度におけるケアマネジメントは「利用者の尊厳の保持・自立支援・福祉の増進を図る」ことが目的です。あなたがケアプラン作成にあたって、利用者（提出事例）に対しての「尊厳の保持」「自立支援」「福祉の増進」を具体的にどのように考え、どのようにしたのか説明してください。

※事例の概要解説は必要ありません。

※指定様式はありませんが、冒頭に事例タイトルをつけてください。

※本文の文字数は 800 文字以上 1200 文字以内（タイトルは文字数に含まない）とし、レポートの最後に文字数を記載して下さい。

提出期限までに全ての書類の提出がない場合や提出書類に不備がある場合は
受講できませんので、十分に確認を行ってください

6 提出先

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98 番地 1
(社福) 長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター 宛て

7 提出締切

令和 6 年 4 月 15 日 (月) 【消印有効】
インターネットの申込のうえ上記期限までに必要書類を郵送で提出してください。

8 受講方法等

オンラインによる講義動画の視聴と集合研修を組み合わせて実施します。

集合研修については、各研修日程表に記載の期間で実施する予定ですが、変更となる場合もあります。

- ※1 オンライン研修では提出課題を設けます。課題の提出締め切りを守らないと受講が無効になることがあります。
課題に取り組む時間も研修に含まれています。
- ※2 オンライン研修にかかるインターネット環境等は受講者各自でご用意ください。経費もご自身でご負担ください。
- ※3 オンライン研修における各受講者の動画の視聴割合は事務局側で把握しています。

9 受講料等

郵送で送付する研修資料と同封の請求書のとおり納期限までに指定口座へお振込みください。

- ※ 納付された受講料等は一切返還できません。また、次年度以降又は他の研修に充当することもできません。
- ※ 研修を途中で辞退する場合も受講料等は返金できません。十分ご注意ください。

主任介護支援専門員研修 受講料 (資料代含む) : 47, 200 円

10 日程等について

第 1 期、もしくは第 2 期のいずれかのご受講になります。

第 1 期 松本開催 (会場: 浅間温泉文化センター)

受講方法 (想定日数)	日程
オンライン研修(3 日相当)	6 月 28 日～7 月 30 日
集合研修(1 日)	7 月 31 日
オンライン研修(3 日相当)	8 月 1 日～8 月 27 日
集合研修(1 日)	8 月 28 日
オンライン研修(3 日相当)	8 月 29 日～9 月 19 日
集合研修(1 日)	9 月 20 日

第 2 期 長野開催 (会場: 長野市生涯学習センター)

受講方法 (想定日数)	日程
オンライン研修(3 日相当)	9 月 6 日～10 月 8 日
集合研修(1 日)	10 月 9 日
オンライン研修(3 日相当)	10 月 10 日～11 月 5 日
集合研修(1 日)	11 月 6 日
オンライン研修(3 日相当)	11 月 7 日～11 月 28 日
集合研修(1 日)	11 月 29 日

【備考】

日程、会場は予定です。変更になる場合があります。

想定日数とは、動画配信による講義等の視聴時間+提出課題に取り組む時間を指します。

オンライン研修とは上記日程の期間中に指定の数の動画教材を視聴していただくことです。動画教材は日程に記載の

11 研修科目

研修カリキュラムは別紙カリキュラムをご確認ください※カリキュラムは変更する場合がありますので、予めご了承ください。